

「空き家改修費助成事業補助金」

をご活用ください！

対象となる空き家

空き家バンク制度に登録された空き家のうち、適切に管理されている一戸建て住宅

※ 一戸建て住宅は、専用住宅又は併用住宅（居住部分に限る。）です。

対象となる方

空き家バンク制度に登録された空き家を購入し、かつ売買契約を締結した日から6か月以内の方

補助金の額

空き家の改修工事	補助対象経費の1/2	限度額 50万円
※1 空き家の改修工事は、 市内業者が施工 を行った場合に限りです。		
※2 空き家の改修工事に要する経費は 50万円以上 が補助対象となります。		
※3 補助対象事業は、 1戸につき1回限り です。		
※4 改修工事内容によっては、対象とならない場合があります。		

交付の条件

5年以上居住すること（退去、転出及び転居しないこと）又は取り壊さないこと。

補助金の申請（申請には要件がありますので、詳しくは担当課までお問合せください）

補助金の申請は、**改修工事等に着手する前**に小城市役所定住推進課へ申請してください。

交付申請に必要なもの

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・見積書等の写し（工事内容等の内訳明細が分かるもの）
- ・位置図（付近見取図）、配置図、各階平面図及び立面図
- ・建物の全体及び工事予定箇所の写真
- ・建物の売買契約書の写し
- ・建物の登記事項証明書の写し
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・世帯全員の市税等に未納がない証明書
- ・同意書、誓約書

補助金返還

要綱に定める交付条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を取り消す場合があります。

詳しくは

小城市ホームページ

空き家改修

検索



○小城市空き家バンク制度

空き家を「売りたい・貸したい」人と、「買いたい・借りたい」人を結びつける制度です。

詳しくは、小城市HP

空き家バンク

検索

問合せ先：小城市役所 定住推進課

電話：0952-37-6150